

【医師記入用】

<b>登園許可書</b>		
広幡こども園 園長 様	組 園児氏名 _____	
病 名 「 _____ 」		
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と致します。		
年 月 日		
医療機関名 _____		
医師名 _____		

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、すべての子どもが快適に生活できるように、下記感染症の感染時においては、本許可書の提出をお願いいたします。感染力のある期間を考慮するとともに、子どもの健康状態が回復し、集団でのこども園生活が可能な状態になってからの登園であるようご配慮ください。

\* 医師が記入した登園許可書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の基準
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発疹出現から 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで。(乳幼児にあっては、3 日を経過するまで) ※現在藤枝市では、「インフルエンザ経過報告書」の提出が必要。(登園許可書は不要。)
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症から 5 日間経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで。 ※現在藤枝市では、「新型コロナウイルス経過報告書」の提出が必要。(登園許可書は不要。)
水痘(みずぼうそう)	発疹出現の 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
風疹	発疹出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発疹が消失してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	(-)	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等症状出現した数日間	主な症状が消え、2 日経過してから
流行性角結膜炎(はやり目)	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので、結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 O-157 O-26 O-111 等	(-)	医師により感染の恐れがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また 5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	(-)	医師により感染の恐れがないと認めるまで

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。